

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品等高騰対応給付金給付事業	①食料品等の物価高騰の影響を受けている全世帯への支援を行うことで、市民全員の生活を維持する。 ②全世帯への給付金及び事務費 ③令和8年2月1日現在に上尾市の住民基本台帳に記録されているものに1人につき5,000円/人 事業費:1,155,000千円 事務費:222,896千円 事務費の内容【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ④令和8年2月1日現在に上尾市の住民基本台帳に記録されているもの	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	市内小学校給食費の保護者負担軽減事業	①目的・効果 食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、小学校等に就学する児童を養育する保護者の負担軽減を図るため、令和7年6・7月の学校給食費2か月分に相当する額を助成または補助する。 ②交付金を充当する経費内容 (1)学校給食費徴収金 (2)学校給食費等保護者負担軽減事業補助金 ③根拠(対象数、単価等) (1)4,390円×2月×8,639人=75,850,420円≒75,851千円 (2)給付金4,390円×2月×380人=3,336,400円≒3,337千円 事務費(消耗品費、印刷製本、通信運搬)525千円*22校(小学校数)/33校≒350千円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) (1)市立小学校に通う児童の保護者(助成) (2)市立外の小学校等に在籍する児童の保護者(補助) (3)給食停止届(全部または一部)を提出している市立小学校に通う児童の保護者(補助) 教職員分は本事業の対象外	R7.7	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	市内中学校給食費の保護者負担軽減事業	①目的・効果 食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、中学校等に就学する生徒を養育する保護者の負担軽減を図るため、令和7年6・7月の学校給食費1か月分に相当する額を助成または補助する。 ②交付金を充当する経費内容 (1)学校給食費徴収金 (2)学校給食費等保護者負担軽減事業補助金 ③積算根拠(対象数、単価等) (1)5,310円×2月×6,889人=73,161,180円≒73,162千円 (2)給付金5,310円×2月×600人=6,372,000円≒6,372千円 事務費(消耗品費、印刷製本、通信運搬)525千円*11校(中学校数)/33校≒175千円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) (1)市立中学校に通う児童の保護者(助成) (2)市立外の中学校等に在籍する児童の保護者(補助) (3)給食停止届(全部または一部)を提出している市立小学校に通う児童の保護者(補助) 教職員分は本事業の対象外	R7.7	R8.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	教育・保育施設物価高騰等対策支援事業	①保育所等を対象として、物価高騰による運営費の負担増に対する緊急的措置として、光熱費(LPガス)及び食材料費の上昇相当分について補助する。 ②交付金 ③合計(ア+イ-ウ):11,272,200円(11,273千円) ア LPガス基準額:利用定員数1,545人×120円-3,200円(県補助分)×19施設 交付額:124,600円 イ 給食費基準額:利用定員数3,639人×3,400円 交付額:12,372,600円 ウ 運営支援継続支援臨時加算分の3か月分を減免 25,000円×36施設+12,500円×26施設 減免額:1,225,000円 ④保育所(30か所)、認定こども園(5か所)、小規模保育施設(25か所)、事業所内保育施設(1か所)、施設型給付幼稚園(1か所) 合計62か所 教職員分は本事業の対象外	R8.1	R8.4以降
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援事業	①「物価高騰等対応支援対策」として、電気・ガス料金を含むエネルギー価格等の物価高に対する支援をするため、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等に対して、支援金を一律交付する。 ②支援金一律100,000円を対象事業所182事業所に交付。 ③「訪問系」事業所23事業所、「通所系」105事業所、「入所系」33事業所、「相談系」17事業所、「生活サポート」4事業所 合計182事業所 182事業所×100,000円=18,200,000円 ④障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所並びに生活サポート団体	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所物価高騰等対策支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するために、市内の介護サービス事業所を支援する必要があるため、支援金一律100,000円を給付する。 ②交付金 ③100,000円(一律)×328事業所=32,800,000円 ④令和7年12月1日現在、埼玉県又は上尾市において施設の指定又は登録を受けている介護サービス事業所で、上尾市内に所在地を有し、事業を営んでいる者。ただし、サービス種別には、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている又は介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として扱う。	R8.1	R8.4以降
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	上水道基本料金の減免(繰出金)	①目的・効果 電力・ガスや灯油等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を対象として、水道料金を減免する。 ②交付金を充当する経費内容 水道基本料金 ③積算根拠(対象数、単価等) 事業費 (1)料金システム改修費 2,090千円 ※(2)～(4)については繰出金が令和8年度となるので8年度実施計画記載予定 (2)基本料金免除額 4か月分 343,683,000円 事務費 (3)料金システム改修費 2,211,000円 (4)業務委託費 1,760,000円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 上尾市水道使用者(すでに基本料金の減免を受けている者及び公共施設を除く)	R8.1	R8.4以降
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業者燃料価格高騰対策支援事業	①目的・効果 農業における燃料価格高騰支援として、農業経営の維持に必要な設備への燃料経費の一部を補助することにより農業経営者の持続的な支援を行うもの。 ②交付金を充当する経費内容 農業経営の維持に必要な設備への燃料経費(重油、軽油、灯油) ③積算根拠(対象者、単価等) 100万円×3経営体=300万円 50万円×8経営体=400万円 25万円×20経営体=500万円 ※補助率:補助対象経費の総額の3分の1以内(千円未満切り捨て) ※補助上限:100万円 ④事業の対象 認定農業者・認定新規就農者(31件)	R8.1	R8.4以降
9	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	小規模事業者等設備導入応援補助事業	①目的・効果 市内小規模事業者等が物価高騰に伴うコスト増に加え、人手不足等への対応として、自社において省人化、省力化及び業務効率化等に資する設備を取得する際に係る経費の一部を補助することにより、市内小規模事業者等の生産性向上や持続的な成長の支援を行うもの。 ②交付金を充当する経費内容 省人化、省力化又は業務効率化に資する機械・装置・システム・ソフトウェア等の購入に資する経費、設置する際に発生する据付工事費・外部技術者指導等に要する経費、本補助金の申請及び報告に必要となるコンサルティング料又は専門家への謝金 ③積算根拠(対象者、単価等) (1)1,000万円×7者=7,000万円 (2)700万円×2者=1,400万円 (3)500万円×3者=1,500万円 (4)300万円×7者=2,100万円 ※補助率:補助対象経費の総額の3分の2以内(千円未満切り捨て) ※補助上限:1,000万円 ※補助対象経費が400万円未満の場合は対象外 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) (1)中小企業基本法第2条に規定する「小規模企業者」又は「それに準ずる企業者」 (2)市内に事業所を有し、1年以上継続して事業を行っている者 (3)上尾市税の納税義務者である者、かつ市税に未納が無い者 ※第一次産業(農業・漁業・林業)の事業者は除く。	R8.1	R8.4以降